高規格救急自動車

仕　様　書

平成２４年度

匝瑳市横芝光町消防組合

目　　次

第１章　総　則 …… １

第２章　検　査 …… ２

第３章　仕　様 …… ３

第４章　補　則 …… １０

第５章　付属品・装備品 …… １２

第１章　総則

１　目的

この仕様は、匝瑳市横芝光町消防組合（以下「当組合」という。）が、平成２４年度に整備する高規格救急自動車（以下「車両」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

２　概要

この車両は、高規格救急自動車専用シャシに呼吸・循環管理用資器材、創傷等保護用資器材、保温、搬送用資器材、救出用資器材、消毒用資器材等を装備した、堅牢で耐久性に富み救急活動の酷使に十分耐えるものとする。

（１）適合法令

ア　車両は、救急業務実施基準（以下「実施基準」という。）に基づいた車両設計とすること。

イ　車両は、道路運搬車両法及び道路運送車両の保安基準に定める緊急自動車の基準に適合し、且つ、関東運輸局千葉運輸支局が行う新規登録検査に合格するとともに、緊急自動車として、千葉県公安委員会の承認が得られるものであること。

３　提出書類

受注者は、製作に先立ち次の図書を各２部当組合に提出し承認を受けること。

（１）当車両の価格内訳書及び主要諸元表

（２）車両構造図（艤装５面図）

（３）製作工程表

（４）救急装備品配置図

（５）電気配線図

（６）その他当組合が指示するもの

工事進捗報は、当組合の支持により文書又は口頭により報告すること。

請負出来高検査願及び完納は、検査日又は納入日の７日前までに当組合の指定する書式にて提出すること。

４　完成図書の提出

車両納入時に、次の書類を３部作成し当組合に提出すること。

（１）　完成図

（２）　納入通知書

（３）　最終５面艤装図

（４）　最終電気配線図

（５）　車両取扱説明書及び整備書

（６）　資機材、装備、取付け品取り扱い説明書

（７）　陸運支局登録後の前後・左右・上部・左右斜め前方からのカラー写真

（８）　車体検査書の写し

（９）　千葉県公安委員会よりの緊急自動車等の指定申請（届出）の受理証明

(10)　その他当組合が指示するもの

５　登録手続きの代行

次の事項にかかる手続き等は、受注者が代行し、検査等を伴うものにあっては合格後に納入すること。

（１）関東陸運局千葉運輸支局の車体検査登録に関すること。

（２）千葉県公安委員会の緊急自動車の指定申請（届出）に関すること。

（３）ＮＴＴ移動通信網株式会社の契約に関すること。

（４）新規無線電話装置の取付けによる手続きに関すること。

（５）現有車両（当組合の指示する車両）の抹消登録に関すること及び、車両の処分は受注者が行うこと。（別途協議）

第２章　検査

１　当組合立会いのもとに、次の検査を受けようとする７日前までに検査日時、場所及び要領を記載した検査計画書を当組合と協議のうえ提出し、当組合の承認を得ること。

２　検査を受けるときは、検査に先立ち社内検査成績書を３部及び社内検査状況写真（隠ぺい部で、検査時に確認できないものを含む。）を１部提出すること。

３　検査は社内検査の結果により当組合の認める事項については省略することがある。

４　検査終了後、検査成績書を３部提出すること。

（１）中間検査

艤装工程の７０%から８０%出来高時、工場にて中間検査を実施する。

（２）完成検査

完成車の納入時、当組合にてエンジン及び装備品の機能試験並びに車両機材の検収を実施する。

第３章　仕様

１　総則を満足し、総務省消防庁認定高規格救急自動車の仕様に準じ、平成２４年度に公表したシャシ又は、同等品として性能を当組合が承認したもの。

２　シャシ諸元等

（１）	全長	５，６００ｍｍ以上
（２）	全幅	１，８９５ｍｍ以上
（３）	全高	２，５５０ｍｍ以下
（４）	ホイールベース	３，１１０ｍｍ以下
（５）	室内長	３，５６０ｍｍ以上
（６）	室内幅	１，６６０ｍｍ以上
（７）	室内高	１，８５０ｍｍ以上
（８）	最少回転半径	６．５ｍ以下
（９）	乗車定員	７人以上
(10)	駆動方式	フルタイム４輪駆動
(11)	燃料	ガソリン
(12)	最高出力	１１０ｋｗ以上
(13)	変速装置	オートマチック
(14)	安全装置	アンチロックブレーキシステム（ＡＢＳ）
(15)	オルタネータ	１５０ＡＨ以上

３　車両装備品

受注者が公表した標準取付け品及び付属品はすべて納入すること。ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては除くことができる。

（１）　艤装

ア　車両外部

① 消防マークは、フロントパネル中央部に１５０ｍｍタイプを取付けること。

② エキゾーストパイプは、側方出しタイプとしバックドア開放時、患者室への排気ガスの流入防止やストレッチャーの搬入、搬出時に病院内部への排出ガスの流入に配慮すること。

イ 保安装備

① フロント部にアンダーミラーを取付けること。

② 隊長席から車両左後方を確認できるサイドミラーを取付けること。

③ 夜間スモールランプと連動して左右後車輪を照射し、巻き込み、脱輪等の事故防止を図るための路肩灯（ＬＥＤ型）を左右後輪前部に取付けること。

④ 後部ドアガラス部にリアウインドワイパーを取付けること。

⑤ 後退警報器は、（音声式・バックギア連動・解除スイッチ付き）リアステップ下部に取付けること。

⑥ 車両後部ドアにカーナビゲーション利用によるバックアイカメラを取付けること。

⑦ フロントドア上部ルーフサイド左右にフラッシャーランプを取付けること。

ウ ドア部

① サイドバイザーをフロントドア枠上部左右に取付けること。

② 両側面ドアは、乗り降り及び各種救急資機材等の出し入れに支障のない十分な幅及び高さを有すること。

③ 後部ドアは、メインストレッチャー等の出し入れに支障のない十分な幅及び高さを有すること。又、開放した時確実に固定できる装置とすること。

④ 両側面ドア及び後部ドアは、半ドアの位置まで動かすだけで自動的に閉じる装置を取り付けること。

エ 窓ガラス部

① 車両側面及び後部の窓ガラスは、熱線吸収タイプでプライバシーガラスを取り付けること。

② 患者室の窓ガラスは、患者保護用のためフィルム処理を施すこと。

オ 保護

① 大型バックステップ板（アルミ合金）に滑り止めを施し、周囲に傷つき防止

板を取付けること。

② フロントドア下部に保護シートを取付けること。

③ スライドドアステップ部にシール加工を施し、滑り止めと保護を目的としたアルミ製縞板保護板を取付けること。

④ フロント及びリアホイールハウス左右にマッドガードを取付けること。

カ 車両内装関係

① 運転席と隊長席の中央部に、木製地図入れボックス（Ａ３サイズ収納用・幅等は協議）を取付けること。

② 患者室側に支障のない最大限の大きさのホワイトボードを取付けること。

③ 大型側面医療器棚は、走行中の振動により異常音の発生がないものとし必要に応じ積載品の固定装置及び緩衝材を施すこと。（レイアウトについては協議）

④ 汚れ防止用床マットは、運転席・助手席にスノーマット形状のマットを敷き固定すること。

⑤ 患者室床に、防振ベッドスライド時支障とならない形状、厚みを考慮の上床用コーティングフロアマット（ゴム製・色については協議）を敷き固定できる構造とすること。

⑥ オゾンＵＶ殺菌灯については、患者室上部に取付け、外部入力１００Ｖコンセントから、エンジン停止状態においても電源の供給が可能な構造とすること。

⑦ 防振ベッドは、ＣＰＲの際の固定が可能な構造であること。又、左右へのスライド操作レバーを防振ベッドの前後に装備することとし、防振ベッドの床設部分、レール部等に防水シーラーを施すこと。

⑧ メインストレッチャーを一式装備すること。

⑨ サブストレッチャーを一式装備すること。

⑩ スクープストレッチャーを収納装置内に一式装備すること。

⑪ ハイテクバックボードを収納装置内に一式装備すること。

⑫ 酸素ボンベ（１０Ｌ）収納庫は、車体の内部に設け患者室とは別スペースをとること。又、酸素蘇生器及び吸入装置（NSY-8 型）は、車両取付けタイプとし、加湿流量計及び人工呼吸器の固定装置を取付けること。

⑬ 留置針廃棄ボックスは、至便な位置に取り外し可能な方法で取り付けること。

⑭　電動式手洗いシンクとし、上部に自動手指消毒器を取付け収納庫も合わせて取付けること。

⑮　患者室２人掛け用シート下部には収納スペースを設けて、床は防水加工を施すこと。

⑯　患者室のシートベルトは、隊員席・２人掛けシートに取付けること。

⑰　輸液ビンホルダーは、２本分が取付けられ移動可能な方式とすること。

⑱　消火器は、標準型車両用ＡＢＣ粉末消火器とし、車内の至便な位置にブラケットを設け取付けること。

⑲　時計は患者室右側面にアナログ式（３針式）を取付けること。

⑳　冷温蔵庫は、最小の規格のものとしてＤＣ１２Ｖ出力コンセントを付近の至便な位置に取付けること。

ク　その他の内装

①　室内のカーテンについては、バックドア（運転席から操作可能）・サイド（手動式）に取付けること。

②　患者室床については、床面に設置するものについては、全て水にて洗浄可能とし防水処理を施すこと。

③　網棚は患者室天井に設置し、その他にあっては数・位置を当組合と協議すること。

④　積載物・取付け装備等の指定箇所に固定処理(ビスロック)を施すこと。

⑤　運転席後方の縦型収納庫内に仕切り板を取り付けること、又、運転席側に収納ボックス（地図入れ）を取り付けること。（別途協議）

（２）　電装関係

ア　電子サイレンアンプ

①　アンプ部を運転席及び隊長席から容易に操作可能な位置に取付けること。

②　運転席及び隊長席に、ウー音プッシュボタンを取付けること。

③　運転席右側に、フレキシブルマイクロホンを取付けること。

④　隊長席付近に、ハンドマイクのハンガーを取付けること。

イ　補助サイレン

①　サイレンは自動断続吹鳴、減音装置付モーターサイレン５型を装備すること。

② 取付け位置は、フロントグリル内部に取付けること。

③ スイッチを運転席及び隊長席から容易に操作可能な位置に取付けること。

ウ マップランプ（フレキシブルタイプ、ＬＥＤタイプ）

① 隊長席フロントピラーに取付けること。

エ 警光灯

① 大型フロントLED式警光灯をルーフ前部に取付け、灯内にＬＥＤ赤色灯３灯を増設すること。

② 大型リアLED式警光灯を後部両サイドに取付けること。

③ バックドアを開放した際に、開放状態が確認できる停止表示灯及びバックドア上部にストップランプを取付けること。

④ 補助警光灯を前、左、右、に各２個取付けること。

⑤ 車両側面上部に作業灯（ＬＥＤ）を左２個、右２個取り付けること。

オ 患者室内照明

① バックドア内側に角度調整可能なスポットライト（調光式）とスイッチを設けること。

② 患者室上部に角度調整可能なスポットライトとスイッチを設けること。

カ 視界

① ディスチャージヘッドランプ、フォグランプ（淡黄色）を取付けること。

② ポジション灯、ライセンス灯をＬＥＤとすること。

キ 路肩灯

① 車両後輪前部左右下部に路肩灯（ＬＥＤ）を取付けること。

ク 音声合成装置

① 標準搭載メッセージ以外別途指示。

ケ 室内除湿装置

① 純正エアーコンディショナーを取付けること。

② 強制排気装置付換気扇を装備すること。

コ 自動回転上昇装置

① 電装品の消費電力等の増大により、負荷の状態となった際に、自動的にアイドリングを上昇させる装置を装備すること。

サ　ＡＣインバーター

①　患者室内の医療機器の消費電力を算定、能力不足とならないよう供給可能な装置を設けること。

シ　ＡＣ１００Ｖ入力

①　ＡＣ１００Ｖ外部入力マグネット式コネクター（リヤバンパー左付近１箇所）は、防水対策を施し取付けること。

②　ＡＣ１００Ｖ外部入力した際に、車両バッテリーへ自動充電する装置を取付けること。又、エンジンをかけずに殺菌灯を含む各積載機器の充電が可能であり、取扱い訓練ができる構造とすること。

③　ＡＣ１００Ｖ外部コネクター接続時は、エンジンスタートができない機構とすること。

ス　盗難防止装置を一式取付けること。

セ　患者室蛍光灯及び患者灯

①　蛍光灯及び患者灯にあっては、調光式とすること。

ソ　車両運行用装備（ナビゲーション／バックモニター／ＥＴＣ）を取付けること。

ナ　ドライブレコーダを取付けること

ニ　電流計・電圧計をインパネ中央部付近に取付けること。

（３）　高規格救急車　補助対象装備品

ア　本仕様書で指示するもののほか、別表のとおり。

イ　取り付け位置、方法を当組合と協議すること。

（４）　高規格救急車　補助対象外装備品

ア　本仕様書で指示するもののほか、別表のとおり。

イ　取り付け位置、方法を当組合と協議すること。

（５）　無線関係

ア　アナログ無線機本体については、載せ替えとし、取り付け位置については当組合と協議すること。

イ　アナログ無線機本体、デジタル無線機本体及び出動車両運用端末装置（ＡＶＭ）の附属の配線・設備等については装備しておくこと。なお、出動車両運用端末装置（ＡＶＭ）の配線・設備等については、別紙１を参考に行うこと。

※デジタル無線機本体及び出動車両運用端末装置（ＡＶＭ）の取り付けについては、別途事業にて取り付け。

イ　無線雑音防止工事一式を行うこと。

ウ　本装置の運用に必要な電波法に基づく諸手続き等については、受注者負担とすること。

エ　運転席・患者室用埋め込み式無線スピーカー（ＯＮ・ＯＦＦスイッチ付）を取付けること。

オ　消防無線電話装置（アナログ）の取付け工事については、当組合の指定業者と協議の上設置すること。

（６）　電話関係

ア　ＮＴＴ移動通信網株式会社への契約に関する事項は、当組合の指示及び承認を得ること。

イ　ＦＯＭＡの最新機種とし、機種変更２台とする。（費用については当組合が負担する）

ウ　車外持出しが可能であること。又、ヘッドセットを使用可能とすること。

エ　携帯電話ブラケットに充電器を取付けること。

オ　電源交換器はＮＴＴのものを使用する。

カ　電話器及び充電器電源はインバーター連動とすること。

キ　機種及び設置場所については、当組合と協議すること。

（７）　塗装及び記入文字

ア　塗装

①　車体の塗色は白色とし、メッキ、ステンレス部分以外は、完全防錆処理を施し焼付け塗装を施すこと。

②　赤ベルトラインは、幅７０ｍｍのシール式とし、後部下方は、夜間の安全のため赤色反射テープを貼り付けること。

③　ドア関係及び下回りの部品は、カチオン塗装又は相当品で施行すること。

イ　記入文字

①　記入文字は、車両左右・後部に青色文字にて「匝瑳市横芝光町消防組合」と

カッティングシートにて貼り付けること。書体にあっては丸ゴシック体とし、大きさにあっては１００ｍｍから１５０ｍｍを基準とすること。（別途協議）

② 車体前後左右に当組合の指定する文字及びデザインを施すこと。（別途指示）

③ 横文字左書きで記入すること。

④ 書体・文字の色・大きさについては別途指示する。

ウ 対空文字

① 対空文字については、当組合と協議すること。

第４章 補則

１ 仕様書の確認

受注者は、本仕様書に基づく艤装が完全且つ、強固に施行できるよう当組合と事前に検討を行い、施行に疑義の生じないよう確認すること。

２ 協議確認

各装置がそれぞれの用途、目的を十分に達成できるよう製作承認図等を早期に当組合に提出し、承認を受けるほか、常に当組合と連絡協議し、その仕様を確認しなければならない。

３ 仕様の疑義

仕様において、疑義の生じた場合は、施行前に当組合の指示を受け協議すること。又、本仕様書で指定した装備、資機材が整備できない場合には、当組合と協議の上、同等品以上のものを装備、積載すること。又、指定した装備、資機材に更新、改良があった場合には、更新、改良後の装備、資機材を積載すること。

４ 納入について

（１）納入先

千葉県山武郡横芝光町横芝１１６４番地１

匝瑳市横芝光町消防組合横芝光消防署

（２）納入期限

平成２５年１月３１日

５ 車両及び積載品は、全て検査に合格したものを納入すること。

６ 本仕様書に記載されていない事項にあっても、国で行う補助対象規格以上の装備に

て施行すること。

7　受注者は、車両及び積載品等の取扱い指導並びに保守管理指導等を十分に行うこと。

8　保証については、納入検査合格の日より１年間（ただし、各部品メーカーの公表する保証期間と異なる場合は、期間の長いほうとする。）とする。

又、保証期間後といえども設計不良、工作不良、材質不良に起因する不都合箇所発生については、受注者の負担にて無償にて交換、または修理を行うものとする。

9　半年無料点検時に当組合の指定する油脂類の無償交換を行うものとする。

１０　納入車両のナンバーについては、別途協議とし、車両燃料は満タンの状態で納入すること。

１１　車両の新規登録に係る重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料については、当消防組合の負担とする。

１２　エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵については、全て一種２組とすること。